

## 算出原価及び見直し案の内容

- < 凡例 >
- 本案における使用料・利用料金の金額の表示は、条例上の消費税相当額の表示の方法に関わらず、全て消費税額相当額を含むものとしています。
  - 表中の◎印は市直営の施設等（使用料）を表し、☆印は指定管理施設（利用料金）を表します。なお、指定管理施設には令和7年度までに移管予定の施設を含みます。
  - 指定管理施設の利用料金の現行額及び改定額案は、条例に定める上限額を表します。
  - 改定額案及び改定率の欄の彩色は、橙色は値上げ、青色は値下げを表します。
  - 「使用料・手数料の考え方」の対象外となる使用料・手数料は記載していません。

< 使用料・手数料の原価の算出について >

「使用料・手数料の考え方」に基づき、令和4年度に要した経費を「人件費」、「物件費」、「減価償却費」に分け、統一的な方法で算出しています。

区分 (単位)	人件費	物件費 (消耗品・光熱水費等)	減価償却費 (建設費・改修費・備品等)
使用料・ 利用料金 (円/h) *1	当該施設等における決算額を年間利用可能総時間で除して算出 ※決算額の把握が困難な場合は1件当たり所要時間と単価の乗算により算出 ※指定管理施設で人件費が指定管理料に含まれる場合は物件費に計上	当該施設等における決算額を年間利用可能総時間で除して算出	当該施設等の建設費等を耐用年数で除し、さらに年間利用可能総時間で除して算出
手数料 (円/件) *2	1件当たり所要時間と単価の乗算により算出	決算額を利用件数で除して算出	/

\*1: 徴収目的は「公平性の確保」であり「経費の回収」ではないため、使用料・利用料金は稼働率を反映していない。原価は利用率が100%に達したとき収支が一致する額となる。

\*2: 手数料の経費はサービスの提供量に比例する変動費が主であるため、原価算出に際しては、総費用をサービス利用件数等で除し、1件当たり原価を求めている。

### 1 使用料・利用料金

#### 1-1 値上げとなる使用料・利用料金

##### a 公民館等の会議室・和室（小）

< 基本額 >

施設区分【単位】		現行金額 (A)	算出原価 (B)	改定額案 (C)	改定率 (C/A)	受益者負担率(C/B)					
白井コミュニティセンター☆【円/h】	和室 1	250	320 (平均)	320	128%	100%					
	和室 2										
公民センター☆【円/h】	相談室										
	作法室										
西白井コミュニティプラザ☆【円/h】	和室 1										
	和室 2										
農業センター◎【円/h】	会議室 1										
	会議室 2										
白井駅前公民館☆【円/h】	研修室 I										
	研修室 II										
青少年女性センター☆【円/h】	研修室										
	会議室										
地域福祉センター☆【円/h】	会議室 1						270			119%	
	会議室 2										

<割増・割引額>

対象区分【単位】		現行金額 (A')	改定額案 (C')	改定率 (C'/A')	対基本額 (C'/C)	(原則の乗 率)
白井コミュニティセンター 公民センター	営利目的 【円/h】	750	960	128%	3.00	(3以下)
西白井コミュニティプラザ						

b 公民館等の会議室・和室(大)

<基本額>

施設区分【単位】		現行金額 (A)	算出原価 (B)	改定額案 (C)	改定率 (C/A)	受益者負 担率(C/B)
白井コミュニティセンター ☆【円/h】	会議室 1	350	443 (平均)	440	126%	99%
	会議室 2					
公民センター☆ 【円/h】	会議室					
	集会室					
西白井コミュニティプラ ザ☆【円/h】	会議室 1					
	会議室 2					
	会議室 3					
西白井公民館☆【円/h】	研修室					
	作法室					
白井駅前公民館☆ 【円/h】	作法室					
桜台公民館☆【円/h】	研修室	310			142%	
	作法室					
学習等供用施設☆ 【円/h】	集会室	320			138%	
	休養室Ⅱ					
地域福祉センター☆ 【円/h】	団体活動 室 1~3					
	翻訳室					

<割増・割引額>

対象区分【単位】		現行金額 (A')	改定額案 (C')	改定率 (C'/A')	対基本額 (C'/C)	(原則の乗 率)
白井コミュニティセンター 会議室 1・2【円/h】	営利目的	1,050	1,320	126%	3.00	(3以下)
公民センター会議室・集 会室【円/h】						
西白井コミュニティプラザ 会議室 1~3【円/h】						
地域福祉センター団体活 動室 1~3【円/h】	2室連結利用	410	600	146%	◇0.68	1
	3室連結利用	500	750	150%	◇0.57	1

※ ◇印の利用者区分について、割増・割引の乗率を原則どおりにしない理由：分類平均原価ではなく個別原価を適用したこと及び改定率が上限(150%)に達するため。

c 公民館等のレクリエーションホール

<基本額>

施設区分【単位】		現行金額 (A)	算出原価 (B)	改定額案 (C)	改定率 (C/A)	受益者負担 率(C/B)
白井コミュニティセ ンター☆ 【円/h】	多目的ホー ル	970	2,537 (平均)	1,450	149%	57%
公民センター☆ 【円/h】	レクリエーシ ョンホール					
西白井公民館☆ 【円/h】	レクリエーシ ョンホール					
白井駅前公民館☆ 【円/h】	レクリエーシ ョンホール					
桜台公民館☆ 【円/h】	レクリエーシ ョンホール					
青少年女性センタ ー☆【円/h】	レクリエーシ ョンホール					
学習等供用施設 ☆【円/h】	大集会室					

※ 受益者負担率を100%にしない理由:改定率が上限(150%)に達するため。

<割増・割引額>

対象区分【単位】		現行金額 (A')	改定額案 (C')	改定率 (C'/A')	対基本額 (C'/C)	(原則の乗 率)
白井コミュニティセ ンター多 目的ホール	営利目的 【円/h】	2,910	4,350	149%	3.00	3 以下
公民センターレクリエーシ ョン ホール						

d 老人福祉センター

<基本額>

施設区分【単位】	現行金額 (A)	算出原価 (B)	改定額案 (C)	改定率 (C/A)	受益者負担 率(C/B)
浴場(市内在住者)☆ 【円/人・回】	100	194	150	150%	77%
全体(市外在住者)☆ 【円/人・日】	770	931	930	121%	100%

※ 浴場の受益者負担率を100%にしない理由:改定率が上限(150%)に達するため。

e 白井運動公園の陸上競技場

<基本額>

施設区分【単位】		現行金額 (A)	算出原価 (B)	改定額案 (C)	改定率 (C/A)	受益者負担 率(C/B)
陸上競技場 ☆	専用利用 【円/4h】	14,850	64,527	22,270	150%	35%
	個人利用 【円/回】	300	430	430	143%	100%
附属設備(写真判定設備)☆ 【円/回】		6,240	7,470	7,470	120%	100%

※ 専用利用の受益者負担率を100%にしない理由:改定率が上限(150%)に達するため。

<割増・割引額>

対象区分【単位】			現行金額(A')	改定額案(C')	改定率(C'/A')	対基本額(C'/C)	(原則の乗率)	
専用利用 【円/4h】	市内在住	入場料非徴収(非営利) 高校・大学生	5,930	8,890	150%	◇0.40	0.75~1	
		入場料非徴収(非営利) 小・中学生	2,470	3,700	150%	◇0.17	0.5	
	市外在住	入場料徴収(営利)	49,500	66,810	135%	■3.00	3以下	
		入場料非徴収(非営利)	一般	29,700	44,540	150%	◆2.00	3以下
			高校・大学生	11,860	17,790	150%	◇0.80	◆×(0.75~1)
		小・中学生	4,940	7,410	150%	◇0.33	◆×0.5	
	入場料徴収(営利)	99,000	133,620	135%	6.00	■×3以下		
個人利用 【円/回】	市内在住	小・中・高・大学生	150	210	140%	0.49	0.5~0.75	
		一般	600	860	143%	▼2.00	3以下	
	市外在住	小・中・高・大学生	300	430	143%	1.00	▼×(0.5~1)	

※ ◇印の利用者区分について、割増・割引の乗率を原則どおりにしない理由：改定率が上限(150%)に達するため。

f 都市公園(白井運動公園を含む)の競技広場

<基本額>

施設区分【単位】		現行金額(A)	算出原価(B)	改定額案(C)	改定率(C/A)	受益者負担率(C/B)
中木戸公園・南山公園◎【円/2h】	競技広場	1,050	2,286 (平均)	1,570	150%	69%
白井運動公園☆【円/2h】	競技広場					

※ 受益者負担率を100%にしない理由：改定率が上限(150%)に達するため。

<割増・割引額>

対象区分【単位】		現行金額(A')	改定額案(C')	改定率(C'/A')	対基本額(C'/C)	(原則の乗率)
市内在住 【円/2h】	高校・大学生	520	780	150%	◇0.5	0.75~1
	小・中学生	260	390	150%	◇0.25	0.5
市外在住 【円/2h】	一般	2,100	3,140	150%	■2.00	(3以下)
	高校・大学生	1,040	1,560	150%	◇0.99	■×(0.75~1)
	小・中学生	520	780	150%	◇0.5	■×0.5

※ ◇印の利用者区分について、割増・割引の乗率を原則どおりにしない理由：改定率が上限(150%)に達するため。

g 動力噴霧器・自走式動力草刈機

<基本額>

施設区分【単位】	現行金額(A)	算出原価(B)	改定額案(C)	改定率(C/A)	受益者負担率(C/B)
動力噴霧機◎ 【円/台・日】	820	6,430	1,230	150%	19%
自走式動力草刈機◎ 【円/台・日】	3,300	5,685	4,950	150%	87%

※ 受益者負担率を100%にしない理由：改定率が上限(150%)に達するため。

1-2 額を据え置く使用料・利用料金

施設区分【単位】		現行金額 (基本額) (A)	算出原価 (B)	受益者負担 率(A/B)	額を据置 く理由 (下記)
白井コミュニティセンター☆ 西白井公民館☆	工芸室【円/h】	350	267 (平均)	131%	①、②
白井コミュニティセンター☆ 公民センター☆ 西白井コミュニティプラザ☆ 西白井公民館☆ 白井駅前公民館☆ 桜台公民館☆ 青少年女性センター☆ 学習等供用施設☆	調理室・ 調理実習室・ 学習室(調理室) 【円/h】	720	469 (平均)	154%	①、②
公民センター☆ 西白井公民館☆ 白井駅前公民館☆ 桜台公民館☆ 学習等供用施設☆	視聴覚室・ 学習室(視聴覚室) 【円/h】	780	573 (平均)	136%	①、②
都市公園(白井運動公園を除く)◎ 白井運動公園☆	庭球場【円/2h】	630	407 (平均)	155%	②
白井コミュニティセンター☆	陶芸窯【円/回】	3,790	1,355	280%	②、③
自転車等駐車場◎	(自転車定期利用) 【円/台・年】	4,000	3,591	111%	④
	(自転車一時利用) 【円/台・回(24h)】	100	9	1111%	④
地域福祉センター☆	録音室1~3 【円/h】	240	65 (平均)	369%	①
プラネタリウム◎	【円/人・回】	280	290	97%	⑤
白井運動公園☆	陸上競技場附属設備 (放送設備)☆ 【円/回】	2,470	2,280	108%	②
南山公園◎	競技広場照明灯 【円/h】	2,430	2,277	107%	③
市民プール	【円/人・回】	480	340	141%	②

※ 本表に掲げる使用料・利用料金については、割増・割引額も据え置くものとする。

<額を据え置く理由>

- ① 一般の会議室等と異なり、本来であれば特殊設備設置経費(シンク、調理設備、防音設備等)、備品購入経費(陶芸用具、調理器具、ピアノ、音響機器、録音機材等)及びそれらの使用に伴う光熱水費等を原価に付加すべきところ、当該経費の算定が困難であり付加しきれていないため。
- ② 指定管理施設では、市から見た原価(指定管理料、減価償却費等)の低減に即して利用料金を下げると、指定管理者にとってはコスト削減努力に見合う収入が得られなくなり、結果的に指定管理料が上昇し、原価が増大することが懸念されるため。
- ③ 使用料・利用料金では、原価のうち物件費は一律に固定費としており、経費総額を年間利用可能総時間数で除して算出しているが、本件では例外的にサービス利用量に比例して増減する電気料金が大半を占め、原価が実態より非常に低く算出されているため。
- ④ 印西市千葉 NT 駅前駐輪場利用料金(市外定期利用自転車 11,000 円/年・バイク 15,400 円/年、一時利用自転車 100 円/回・バイク 200 円/回)との差額拡大回避のため。
- ⑤ 受益者負担率が概ね 100%に近いことに加えて、大規模修繕完了後、文化会館と協調して使用料の見直しを行う必要があるため。

## 2 手数料

### 2-1 値上げ又は値下げとなる手数料

#### a 標準的な証明・交付・閲覧に係る手数料(標準手数料)

名称等【単位】	現行金額 (A)	算出原価 (B)	改定額案 (C)	改定率 (C/A)	受益者負担率 (C/B)
租税及び公課に関する証明書交付手数料 (多機能端末機を除く)【円/通】	300	717 (平均)	400	133%	56%
固定資産課税台帳の閲覧手数料【円/通】					
固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料【円/通】					
固定資産に関する証明手数料【円/通】					
公図及び公簿の閲覧手数料【円/件】					
認可地縁団体告示事項証明書交付手数料【円/通】					
認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料【円/通】					
住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料【円/人】					
住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料(多機能端末機を除く)【円/通】					
除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料【円/通】					
住民票の写しの広域交付手数料【円/通】					
戸籍の附票の写しの交付手数料【円/通】					
戸籍の附票の除票の写しの交付手数料【円/通】					
印鑑登録証交付・引換交付手数料【円/件】					
印鑑登録証明書交付手数料(多機能端末機を除く)【円/通】					
身分に関する証明手数料【円/通】					
建築台帳記載事項証明書交付手数料【円/通】					
道路位置指定事項証明書交付手数料【円/通】					
その他市長が必要と認める証明手数料(10種類)【円/件】					
農業振興地域の整備計画に指定する農用地に関する証明手数料【円/件】					
建築計画概要書等の写しの交付手数料【円/通】	(新設)	-			

※ 受益者負担率を100%にしない理由:改定額の上限(改定率150%)は450円だが、全国的にほぼ300~400円であることから、他市との均衡を図るため。

※ 「その他市長が必要と認める証明手数料」は複数の手数料の集合であるため原価を算出してない。

※ 「農業振興地域の整備計画に指定する農用地に関する証明手数料」は、本見直しにおいて「その他市長が必要と認める証明手数料」から分離し単独の手数料とするもの。

b 一般廃棄物収集運搬業・処分業及び浄化槽清掃業の許可に係る手数料

名称等【単位】		現行金額(A)	算出原価(B)	改定額案(C)	改定率(C/A)	受益者負担率(C/B)
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	【円/件】	10,000	9,181	9,180	92%	100%
一般廃棄物処分業許可申請手数料		10,000	9,181	9,180	92%	100%
一般廃棄物収集運搬業・処分業変更許可申請手数料		5,000	9,181	7,500	150%	82%
浄化槽清掃業許可申請手数料		10,000	9,181	9,180	92%	100%
一般廃棄物収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業許可証再交付手数料		3,000	5,164	4,500	150%	87%

※ 一般廃棄物収集運搬業・処分業変更許可申請手数料及び一般廃棄物収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業許可証再交付手数料の受益者負担率を100%にしない理由：改定率が上限(150%)に達するため。

c 小規模特定事業の許可に係る手数料

名称等【単位】		現行金額(A)	算出原価(B)	改定額案(C)	改定率(C/A)	受益者負担率(C/B)
小規模特定事業許可申請手数料	【円/件】	20,000	28,117	28,110	141%	100%
小規模特定事業変更許可申請手数料		10,000	14,345	14,340	143%	100%
小規模特定事業譲受け許可申請手数料		10,000	14,345	14,340	143%	100%

## 2-2 額を据え置く手数料

名称等【単位】	現行金額 (A)	算出原価 (B)	受益者 負担率 (A/B)	額を据置 く理由 (下記)	
租税及び公課に関する証明書交付手数料(多機能端末機の場合)【円/通】	200	808	25%	①	
住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料(多機能端末機の場合)【円/通】	200	683	29%		
印鑑登録証明書交付手数料(多機能端末機の場合)【円/通】	200	730	27%		
住宅用家屋証明申請手数料【円/件】	1,300	573	227%	②	
犬の登録手数料【円/頭】	3,000	1,439	208%	②	
犬の鑑札の再交付手数料【円/件】	1,600	698	229%		
狂犬病予防注射済票交付手数料【円/件】	550	698	79%		
狂犬病予防注射済票再交付手数料【円/件】	340	698	49%		
一般廃棄物(粗大ごみ)処理手数料(基準額)	市が収集、運搬、処分するとき【円/kg】	52	118	44%	③
	市長が指定する処理施設に搬入するとき【円/kg】	22	147	15%	
自転車等の移送及び保管に要した費用	自転車【円/台】	3,000	7,497	40%	④
	原動機付自転車【円/台】	4,500	7,497	60%	

### <額を据え置く理由>

- ① 多機能端末機による交付の普及を図るため(R4.10.21 戦略会議決定)。
- ② 全国的に額の均一性が極めて高い手数料であるため。
- ③ 処分先が同じ印西市が無料であること等から値上げへの市民理解を得ることが難しく、また、R10 年度の新中間処理施設稼働に向けて3市町で徴収の枠組みを調整中であるため。
- ④ R7 年度に保管場所・方法の変更を予定していること及び取扱件数が近年再増加していることから、経費の低下が見込まれるため。